

## 平成 20 年住生活総合調査の変更概要

## 1. 調査名称の変更 「住宅需要実態調査」 「住生活総合調査」

住宅建設の「量」の確保を主眼とする住宅建設計画に替わり、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を推進していく際の基本となる法律として、平成 18 年 6 月、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）が制定された。住生活基本法に基づき策定された住生活基本計画（全国計画）（平成 18 年 9 月 19 日閣議決定）において「住宅ストックの現状、住宅関係市場の状況等を継続的に把握することとし、そのための重要な手段である統計調査についても、本計画に基づく施策に対応して、所要の見直し・拡充を行う」こととされるなど、住宅需要実態調査等の統計調査は、住宅政策に関連する基礎データを把握・提供する上で、重要な役割を担っている。

これらを踏まえ、住宅需要実態調査については、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査するという目的を従前にも増して明確にし、調査方法や調査内容について以下のような大幅な見直しを実施することから、統計調査の名称についても、「住生活総合調査」と変更する。

## 2. 住宅・土地統計調査との関係

効率的な調査実施を図り、住宅政策の推進に一層役立つものとなるよう、住宅・土地統計調査の結果を有効活用することとしており、具体的には、次のような見直し・拡充を行うこととしている。

- 1) 住宅・土地統計調査と同一客体を調査対象
- 2) 住宅や世帯の現状等に関する両調査にて重複していた調査項目を削除
- 3) 調査結果について、住宅・土地統計調査から得られる住宅や世帯の現状等に関する調査等のデータを活用して、リンケージして集計・分析を実施

## 3. 調査内容の見直し・充実

- 1) 調査項目の必要性、表現方法等について精査
- 2) 居住環境に対する満足度に関する調査項目を充実するとともに、住宅及び居住環境を通じた住生活において居住者の重視する事項を把握
- 3) 資産やローン残高等の居住者の経済状況に関する調査項目を追加
- 4) 親と子の住まい方の現状や意向に関する調査項目を追加